

パナソニックAD裁判闘争を勝利させる会

ニュース (No.14 発行 2018 年 10 月)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 3 階

会長 (パナソニック革新懇代表世話人/大阪のうたごえ協議会会長)

岡邑 洋介 TEL/FAX 06-6998-9260 携帯 090-8168-9347

事務局 (電機・情報ユニオン大阪支部執行委員長)

西野 健一 TEL/FAX 06-6354-7237 携帯 090-9714-8780

パナソニックアドバンステクノロジーの人権侵害 3 裁判

大阪高裁 (田中敦裁判長・吉川慎一裁判官・齋藤聡裁判官) が

10 月 12 日にパワハラ労災訴訟で~~不当判決~~！！ ⇒ 最高裁へ上告

捏造

● パワハラの発端を故意に見逃しか？

S さんには 1 年以上前から社長らからのパワハラが続いていましたが、発病の直接の原因となったパワハラの発端は、懲戒処分を通告されたことです。懲戒処分が通告されていたことは、国や会社が提出した証拠から明らかですが、大阪地裁に引き続き、大阪高裁でも見落とされました。もはや故意に見逃したと厳しく批判されるべきです。

● パワハラ被害の立証手段を奪う判決 (根拠なく想像を重ねて録音を批判)

パワハラが続く中で、懲戒処分を通告され、異議を申し出ているのに、適切な懲戒手続きなく社長ら上司 5 名での威迫面談に呼び出されたため、不安に感じた S さんは録音した上で、低姿勢で懲戒処分の弁明を行いました。社長は「殺すぞ」「しばき倒すぞ」「頭下げて済むんやったら警察いらんわなあ」等と約 100 件の暴言が記録されています。これを、田中敦裁判長らは、「挑発することで社長が激高するなどを予期し、その後の交渉を自己にとって有利に進めるという用意周到な計画のもと録音機を持参し面談に臨んだもの」と考える余地も十分にある」と根拠もなく想像 (下線部以外は想像) を重ねて、弱い立場の労働者に責任をなすり付けました。パワハラや労災の立証は被害者側にありますが、田中敦裁判長の判決はパワハラ被害の立証手段を奪う判決です。

司法が行政と巨大資本を忖度

不当判決

パワハラ労災訴訟

9月12日に大阪地裁が解雇無効の勝訴判決

● 解雇無効判決後も嫌がらせを継続

地位確認で、パナソニックアドバンステクノロジーは、8件の懲戒解雇事由が1件足りとも解雇理由として、客観的合理的理由がないと断罪されました。

同社は即日控訴を表明し、1300万円の保証金を裁判所へ支払い、未払い賃金の支払いの強制執行停止の決定を受けました。

社長の「殺すぞ」「しばき倒すぞ」脅迫パワハラ被害者へ、上司の暴行（検察が暴行罪で起訴猶予）パワハラ被害者へ、解雇無効判決後も賃金支払いをせず、嫌がらせを継続しています。

恥ずべきパナソニックの企業体質です！！

● 不法行為の賠償では不当判決

Sさんが精神障害を発病していることは、当時4人の医師が認めており、パニックを生じることも会社へ伝えていました。大阪地裁は、精神障害についてほとんど言及せず、病状を煽られて起した行為をSさんの問題行動とし、会社の不法行為を認めませんでした。このため、Sさん側からも控訴しました。

これでは精神障害者は安心、安全に働きません。

10月23日に安全配慮義務違反第1回期日

● 被害者からの意見陳述書を読み上げ

パナソニックアドバンステクノロジーが、次のことを認識した上で、不当な配置転換、業務資料を提供しない、嫌がることを配慮と称して押し付ける等の嫌がらせを繰り返し、精神障害の病状を悪化、長期化させたことを明確に伝えました。

- ・パワハラを受けたこと。
- ・職場環境が著しく悪化したこと。
- ・精神障害を発病し治療を受けていたこと。
- ・本来の能力を発揮できない状況になったこと。
- ・孤立させられることに不安を感じていたこと。
- ・会社が押し付けた和解の守秘義務により十分な相談も行き難いこと。

パワハラ被害者への対応が問われる裁判です。

**パナソニック AD 安全配慮義務違反
次回期日（傍聴支援お願いします）**

2019年1月15日（火）10時～

大阪地裁 809号法廷